

露天風呂付
客室へ改修

食事会場
個室化

非接触
チェックイン
システム

・第2期・

宿泊施設の 高付加価値化等 支援事業

ワーケーション
環境整備

自動
翻訳機

デジタル
技術導入

配膳
ロボット

対象期間:令和3年4月1日~令和5年1月13日の取組

1施設あたり
補助上限

1,200万円

補助率
3/4

バリア
フリー化

令和4年
2月1日(火)
より受付開始

宿泊施設の高付加価値化や収益力向上等に向けた取組に要する経費に対して、その一部を補助します

注意 予算上限に達し次第終了しますので、お早めに申請ください。受付終了は下記専用サイトでお知らせします
※令和3年8月20日に公募を開始した「宿泊施設の高付加価値化等支援事業」の補助を受けた宿泊施設も応募できます(異なる事業計画の申請に限る)

補助対象事業(例)

前向きな投資に要する経費

- 露天風呂付き客室への改修
- 食事会場の個室化改修
- ワーケーションやグランピング等のスペース設置
- インバウンド受入に向けた環境整備
- バリアフリーに対応した施設改修
- 配膳・清掃ロボットの導入 等

新しい生活様式への対応等に要する経費

- 非接触チェックインシステムやカードキーの導入
- キャッシュレス決済端末の導入
- サーモグラフィや非接触体温計の導入
- パーティションや遮蔽用アクリル板の設置
- 感染症対策専門家による検証
- 従業員等への感染防止対策研修の実施 等

※上記は事業例であり、補助要件に合致するその他の事業も申請が可能です。 ※補助対象の適否は、提出書類を審査し決定します。

申請先・問合せ先

第2期宿泊施設の高付加価値化等支援事業事務局

TEL:083-974-3202 [営業時間9:30~17:00(土日祝除く)]

〒754-0002 山口市小郡下郷2278-5 小郡第6ビル2階

E-mail:yamaguchi-shukuhaku-shien@bsec.jp

事業の詳細の確認、公募要領・申請書類のダウンロード、
オンライン申請は下記専用サイトからお願いします。

<https://shukuhakushien2.ikouyo-yamaguchi.jp/>



補助対象者

1. 山口県内に施設を設けている宿泊事業者であること
2. 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者であること

※住宅宿泊事業法(民泊新法)の届出のみの施設は対象外です。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設は対象外です。

申請受付期間

令和4年2月1日(火)～令和4年6月30日(木)17時(必着)

※申請額が予算額に達し次第、申請の受付を終了しますのでお早めに申請ください。

※令和3年8月20日に公募を開始した「宿泊施設の高付加価値化等支援事業」の補助を受けた宿泊施設も応募できます。(異なる事業計画の申請に限る)

補助率・補助対象期間

補助対象事業費

上限1,600万円

補助対象期間	補助率	補助上限額
令和3年4月1日～令和5年1月13日 ※令和3年4月1日まで遡って補助対象とします	3/4 以内	1施設あたり 1,200万円

※補助対象期間より前に着手したのや、対象期間内に実績報告ができないもの(支払いを含めて事業が完了していないもの)は、補助の対象とはなりません。

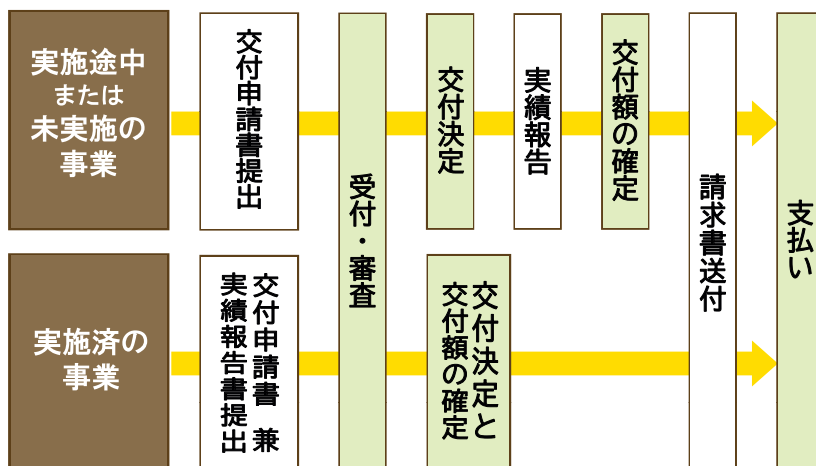
補助対象経費

事業を実施するために必要な備品購入費、消耗品費、施設整備費、委託費、賃借料、謝金、旅費等ただし、以下の経費については対象外です。

補助対象とならない経費

- 消費税及び地方消費税
- 送料
代金に含まれ、かつ送料込でも通販の方が市販より安価であるものを除く
- 間接経費
振込手数料、水道光熱費、収入印紙代等
- 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受ける前に支出した経費
- 補助対象期間外に支出した経費
- 既存機器更新等に要した経費
- 施設または設備等の維持及び運用の経費
- 人件費
- 不動産購入に係る経費
- 保険料
- 交際費
飲食代・接待費等
- 公租公課
- 申請する事業計画に対し、別途国、県、市町等からの補助金、助成金、委託費等を受給したもの又は受給予定がある場合の当該経費
- 補助対象経費の申請、請求に係る経費の証拠書類に不備のある経費
- その他、補助金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

申請の流れ



申請上の注意

- ① 申請は下記専用サイトからのオンライン申請または郵送により受け付けます。
郵送の場合は簡易書留など、追跡可能な発送方法を推奨します。
※新型コロナウイルス感染防止のため、持参による提出はお控えください。
- ② 申請後、事務局員等による実施状況の現地確認を行う場合があります。

申請先
問合せ先

第2期宿泊施設の高付加価値化等支援事業事務局

〒754-0002 山口市小郡下郷2278-5 小郡第6ビル2階 [営業時間9:30～17:00(土日祝除く)]

TEL:083-974-3202/FAX:083-973-2103 E-mail:yamaguchi-shukuhaku-shien@bsec.jp

事業の詳細の確認、公募要領・申請書類のダウンロード、オンライン申請は下記専用サイトからお願いします。

<https://shukuhakushien2.ikouyo-yamaguchi.jp/>

